

(議題 1 : 大阪マラソン組織委員会設置要綱の一部改正について)

大阪マラソン組織委員会設置要綱中、次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第 3 条関係)			別表 (第 3 条関係)		
役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	千田 忠司	大阪府商店街連合会 会長 大阪市商店会総連盟 理事長	委員	千田 忠司	大阪市商店会総連盟 理事長
委員	辰野 邦次	大阪府商店街振興組 合連合会理事長	委員	辰野 邦次	大阪府商店街連合会 会長 大阪府商店街振興組 合連合会理事長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>長谷部 恵一</u>	大阪市体育厚生協会 会長	委員	<u>竹内 隆義</u>	大阪市体育厚生協会 会長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員	<u>吉田 光市</u>	阪神高速道路株式会 社代表取締役社長	委員	<u>幸 和範</u>	阪神高速道路株式会 社代表取締役社長

# 大阪マラソン組織委員会設置要綱

## (設置)

第1条 大阪マラソン開催に必要な事業・運営計画の検討・実施など、その具体的な開催業務を推進していくため、大阪マラソン組織委員会(以下、「委員会」と言う。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 大阪マラソン開催にかかる事業・運営計画の検討・実施及び同マラソンの開催に伴い実施する関連事業の企画・実施
- (2) その他、前項の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれらを選出する。

## (任期)

第4条 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

2 委員会の委員は会長が委嘱する。

## (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

なお、可否同数のときは、議長が決する。

3 会議に出席できない委員は、書面または代理人をもって表決に加わることができる。

4 前項の場合には、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 会議は書面をもって会議に代えることができる。

## (関係者の出席)

第7条 委員会が必要であると認めた場合は委員以外の関係者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

## (専門部会等の設置)

第8条 委員会の事務を補助させるため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

(監事)

第9条 事業の適正な執行を確保するため、監事2名を置く。

2 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を委員会に報告する。

3 事業報告書及び収支決算書については、監事による監査を経て、委員会に提出の上、その承認を受けるものとする。

(事務局)

第10条 事業の遂行に必要な事務処理を行うため、大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎35階に事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、委員会の業務を総括的に処理する。

4 事務局長は、会長が任命する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細則等は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表(第3条関係)

役 職	氏 名	所 属
顧問	吉村 洋文	大阪府知事
顧問	松井 一郎	大阪市長
顧問	土井 達也	大阪府議会議長
顧問	ホンダ リエ	大阪市会議長
会長	松本 正義	一般財団法人大阪陸上競技協会会長、 公益社団法人関西経済連合会会長
副会長	山口 信彦	大阪府副知事
副会長	山本 剛史	大阪市副市長
副会長	竹内 章	一般財団法人大阪陸上競技協会専務理事
委員	柴田 岳	読売新聞大阪本社代表取締役社長
委員	宮川 晴美	大阪市地域振興会会長
委員	千田 忠司	大阪府商店街連合会会長 大阪市商店会総連盟理事長
委員	辰野 邦次	大阪府商店街振興組合連合会理事長
委員	尾崎 裕	大阪商工会議所会頭
委員	深野 弘行	一般社団法人関西経済同友会代表幹事
委員	福島 伸一	公益財団法人大阪観光局会長
委員	牧野 明次	公益財団法人大阪府スポーツ協会会長
委員	澤井 宏文	大阪府体育連合会会長
委員	斉喜 博美	大阪府スポーツ推進委員協議会会長
委員	新堂 友衛	大阪市スポーツ協会会長
委員	長谷部 恵一	大阪市体育厚生協会会長
委員	山村 亮	大阪市スポーツ推進委員協議会会長

役 職	氏 名	所 属
委員	橋爪 静夫	大阪府障がい者スポーツ協会会長
委員	石田 易司	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会理事長
委員	茂松 茂人	一般社団法人大阪府医師会会長
委員	井上 智夫	国土交通省近畿地方整備局長
委員	野澤 和行	国土交通省近畿運輸局長
委員	吉田 光市	阪神高速道路株式会社代表取締役社長
委員	岡本 圭司	大阪府府民文化部長
委員	酒井 隆行	大阪府教育委員会教育長
委員	柏木 陸照	大阪市経済戦略局長
委員	讃岐 富男	一般財団法人大阪陸上競技協会副専務理事
委員	荒木 誠	株式会社オプテージ代表取締役社長
監事	近藤 博宣	大阪商工会議所常務理事・事務局長
監事	西内 克己	一般財団法人大阪陸上競技協会事務局長

(議題 2 : 令和元年度収支決算報告書 (案) について)

大阪マラソン組織委員会設置要綱第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和元年度収支決算報告書を別紙のとおり報告する。

# 令和元年度収支決算報告書(案)

平成31年4月 1日から  
令和 2年3月31日まで

## 【収入】

(単位：円)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
大阪府負担金	90,000,000	90,000,000	0	大阪府からの負担金
大阪市負担金	90,000,000	90,000,000	0	大阪市からの負担金
協賛金(VIK含む)	795,000,000	799,000,000	4,000,000	
参加料収入	410,000,000	419,428,608	9,428,608	参加料、事務手数料
EXPOブース等販売収入	92,000,000	103,564,870	11,564,870	チャリティグッズ等の販売
関連イベント参加費等	10,000,000	11,854,778	1,854,778	関連イベント
前年度繰越金	290,539	290,539	0	
その他収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
預金利息	0	292	292	
合計	1,487,290,539	1,514,139,087	26,848,548	

## 【支出】

《第9回大阪マラソン開催事業費》(平成31年4月1日～令和元年12月31日)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
第9回大阪マラソン開催業務	1,435,000,000	185,808,230	▲ 1,249,191,770	
	1,700,000	803,400	▲ 896,600	前期分消費税
未払い金	0	1,275,327,538	1,275,327,538	
小計	1,436,700,000	1,461,939,168	25,239,168	

《第10回大阪マラソン開催準備事業費》(令和2年1月1日～令和2年3月31日)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
第10回大阪マラソン開催準備業務	28,000,000	362,255	▲ 27,637,745	
未払い金	0	24,689,344	24,689,344	委託料 ラベル申請関係費用
	0	975,500	975,500	後期分消費税、法人税等
小計	28,000,000	26,027,099	▲ 1,972,901	

<大阪マラソン組織委員会等運営経費>(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
報償費	607,600	448,200	▲ 159,400	委員会委員等への謝礼
旅費	152,400	47,730	▲ 104,670	委員会委員等への実費弁償
使用料及び貸借料	460,000	625,060	165,060	会場使用料
未払い金	0	0	0	
小計	1,220,000	1,120,990	▲ 99,010	

<大阪マラソン組織委員会事務局運営経費>(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
報酬	8,400,000	8,400,000	0	事務局人件費(2名分)
	2,600,000	2,585,000	▲ 15,000	医事看護従事者謝金
共済費	30,000	26,509	▲ 3,491	労働保険料
報償費	1,200,000	1,202,700	2,700	顧問会計士報酬・報償物品
旅費	2,800,000	1,508,057	▲ 1,291,943	職員旅費(管内・管外)等
需用費	2,160,539	1,610,494	▲ 550,045	消耗品等
使用料及び貸借料	1,080,000	1,575,498	495,498	コピー機レンタル料等
役務費(振込手数料、通信運搬費等)	1,600,000	1,591,130	▲ 8,870	郵送料等
租税公課	500,000	410,800	▲ 89,200	印紙代
委託料	1,000,000	150,000	▲ 850,000	
未払い金	0	4,304,990	4,304,990	第10回大会開催準備(ノベルティツール制作費)3,104,860円 大阪マラソンアンケート 1,016,521円 その他 183,609円
小計	21,370,539	23,365,178	1,994,639	
合計	1,487,290,539	1,512,452,435	25,161,896	

次大会へ繰越金 1,686,652 円



## 監査報告書

大阪マラソン組織委員会  
会長 松本 正義 様

### 記

大阪マラソン組織委員会の令和元年度の事業の執行及び会計の状況等について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法の概要

大阪マラソン組織委員会における業務について、事務局職員からその職務の執行状況について、報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類などを閲覧する方法により、事業報告書及び収支決算報告書について監査をいたしました。

さらに金銭出納簿（銀行預金通帳）及びこれに関する収入及び支出の明細などの関係書類並びに独立監査人の監査報告書の確認を行い、当該事業年度に係る執行状況及び会計について監査をいたしました。

#### 2. 監査の結果

令和元年度の事業の執行状況及び会計について、適正に執行されていると認めます。

令和2年 6月 2日  
大阪マラソン組織委員会

監事 近藤 博宣 (印)

# 監査報告書

大阪マラソン組織委員会  
会長 松本 正義 様

## 記

大阪マラソン組織委員会の令和元年度の事業の執行及び会計の状況等について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

大阪マラソン組織委員会における業務について、事務局職員からその職務の執行状況について、報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類などを閲覧する方法により、事業報告書及び収支決算報告書について監査をいたしました。

さらに金銭出納簿（銀行預金通帳）及びこれに関する収入及び支出の明細などの関係書類並びに独立監査人の監査報告書の確認を行い、当該事業年度に係る執行状況及び会計について監査をいたしました。

### 2. 監査の結果

令和元年度の事業の執行状況及び会計について、適正に執行されていると認めます。

令和2年 6月 5日  
大阪マラソン組織委員会

監事 西内 克己 (印)

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

大阪マラソン組織委員会事務局  
会長 松本 正義

西梅田合同会計事務所

公認会計士 繁田 善史 ㊞

公認会計士 徳山 博 ㊞

私たちは、以下に掲げられている大阪マラソン組織委員会事務局の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、財産目録書、収支計算書について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪マラソン組織委員会事務局の令和 2 年 3 月 31 日現在の財産状態及び同日をもって終了する事業年度の収支状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(議題3：令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について)

令和2年度大阪マラソン組織委員会の事業計画及び収支予算は、別紙に定めるところによる。

# 令和2年度事業計画(案)

## 1. 事業活動方針

本年6月12日に書面開催した大阪マラソン組織委員会（第30回）において、第10回大阪マラソンの開催中止が決定されたことを受け、次回大会の開催に向け、新型コロナウイルス感染症への対応を図り準備を進める。なお、今後、新型コロナウイルス感染症の状況等を見極め、状況に応じてランニングイベント等の開催を検討する。

## 2. 事業内容

### (1) 次回大会の開催に向けた検討

大会開催にあたっては、ランナーはじめ沿道観衆、ボランティア等、大会に参加するすべての方々の安全、安心の確保を第一に考え、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策の強化に向け、公益財団法人日本陸上競技連盟の基本方針等を踏まえ、専門家の意見や関係機関と協議を行い、次回大会の開催に向けた検討を行う。

### (2) 主な業務

- ・大阪マラソン組織委員会の運営
- ・大会情報の管理、調整及び発信
- ・協賛企業の確保
- ・ランナーの募集
- ・チャリティ事業の実施
- ・各種関連イベントの実施
- ・医事・救護計画（新型コロナウイルス感染症予防対策を含む）の策定、実施
- ・競技運営計画（新型コロナウイルス感染症予防対策を含む）の策定、実施
- ・警備計画の策定、実施
- ・コース沿道の行政、住民等との調整
- ・ボランティアの募集
- ・警察、消防との連絡調整
- ・コースの一部変更の検討

## 令和2年度 収支予算(案)

令和2年4月 1日から

令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	令和2年度 予 算 額	令和元年度 決 算 額	備 考
<b>1. 事業活動収入の部</b>			
行政負担金	180,000,000	180,000,000	大阪府(90,000,000円)、大阪市(90,000,000円)
協賛金収入(VIK含む)	0	799,000,000	
参加料収入等	0	419,428,608	
事業収入 (EXPOブース等販売収入)	0	103,564,870	
関連イベント参加料収入等	0	11,854,778	
預金利息等	0	292	
前年度繰越金	1,686,652	290,539	
<b>事業活動収入合計</b>	<b>181,686,652</b>	<b>1,514,139,087</b>	
<b>2. 事業活動支出の部</b>			
<b>【第10回大阪マラソン開催経費】</b>			
開催事業費	110,000,000	1,461,135,768	
(広報・イベント費)	57,000,000	366,344,471	大会広報費、ウェブ制作費、関連イベント開催費等
(安全対策費)	3,000,000	248,308,466	警備計画策定準備費等
(大会運営費)	28,000,000	746,734,040	コース調整費、フィニッシュ会場計画費、チャリティ事業費等
(エントリー・記録関係費)	22,000,000	99,748,791	エントリーシステム構築費等
事務局費	4,400,000	17,610,378	組織委員会及び事務局運営費等
<b>小 計</b>	<b>114,400,000</b>	<b>1,478,746,146</b>	
<b>【大阪マラソン開催準備経費】</b>			
開催準備事業費	44,000,000	25,051,599	次回大会企画検討費、広報費、新型コロナウイルス感染症感染予防検討費等
事務局費	21,586,652	6,404,990	組織委員会及び事務局運営費等
<b>小 計</b>	<b>65,586,652</b>	<b>31,456,589</b>	
租税公課	1,700,000	2,249,700	消費税等
<b>事業活動支出合計</b>	<b>181,686,652</b>	<b>1,512,452,435</b>	
収支差額	0	1,686,652	次年度へ繰り越し